

議案第 17 号

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険条例（昭和 34 年清水町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る清水町国民健康保険条例第 8 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。